

公告

上高井郡高山村における県営中山間総合整備事業信州高山地区裏原工区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定め

ましたので、次のとおり縦覧に供します。この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営中山間総合整備事業信州高山地区裏原工区土地改良事業換地計画書の写し
2 縦覧の期間
平成29年3月28日から平成29年4月24日まで
3 縦覧の場所
上高井郡高山村役場

農地整備課

公告

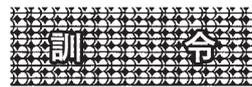
建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 処分をした年月日
平成29年3月27日
2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
大日建設株式会社
北佐久郡軽井沢町大字長倉5638番地
大林博美
長野県知事(般-28)第709号
3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
(2) 期間
平成29年4月10日から平成29年4月12日までの3日間
4 処分の原因となった事実
大日建設株式会社の代表取締役大林博美は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したとして、佐久簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、平成28年12月2日、その刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課



長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の人事評価等に関する規程(昭和26年長野県訓令第7号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

様式第2号中「部局長・地方事務所長用」を

「部局長・地域振興局長用」に改める。

職員キャリア開発センター

長野県訓令第4号

長野県教育委員会訓令第2号

長野県警察本部訓令第10号

本庁内部部局
現地機関
教育委員会事務局
教育機関
教育委員会事務局現地機関
県立学校
警察本部
警察学校
警察署

長野県子ども・若者育成支援推進本部設置規程(昭和41年長野県訓令第6号、長野県教育委員会訓令第2号、長野県警察本部訓令第13号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月27日

長野県知事 阿部守一

長野県教育委員会

長野県警察本部長

尾崎 徹

第6条中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

次世代サポート課

正 誤

平成29年1月19日付け長野県告示第21号「解除予定保安林にする旨の通知」中

ページ 行(箇所) 誤 正
2 右側11 2974の86 2974の86(国有林。)

森林づくり推進課